

位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件

〔昭和二十年十二月七日
勅令第六百九十九号〕

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ位、勲章等ノ返上ノ請願ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

有位者又ハ勲章、記章若ハ褒章ヲ有スル者特別ノ事情アル場合ニ於テハ其ノ位又ハ勲章、記章若ハ褒章ノ返上ヲ請願スルコトヲ得附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス